

台東区産業フェア2024

出展規約

1. 基本条件

- (1) 出展者は、台東区産業フェア2024出展申込書（以下、「申込書」という。）に記載した内容を展示するものとします。
- (2) 出展申込について、原則として1企業・1団体につき最大2小間までとします。
- (3) 出展申込後、台東区産業フェア実行委員会（以下「主催者」という。）による出展審査を行います。お申し込み多数の場合など、希望に沿えない場合があります。また、出展内容が本展示会の趣旨に合致しない場合には、出展をお断りする場合があります。
- (4) 出展者は、主催者が別途依頼をする企業概要、出展製品の紹介文、出展製品画像等の情報を指定の期日までに提出するものとし、提出した時点で情報についてパンフレット、ホームページ等に掲載する事に同意したものとみなします。
- (5) 出展者は、既に「台東区産業フェアオンライン」に情報を掲載している場合、その情報を台東区産業フェア2024出展者情報として使用することに同意するものとし、情報の更新が必要な場合には、各社のマイページから2024年7月1日までに完了するよう努めるものとします。
- (6) 出展者は、主催者が展示会終了からおおむね1～2か月後までに実施する「出展者アンケート」を指定の期日までに必ず提出するものとします。
- (7) 出展者は、台東区産業フェア2024のプログラムとして会期前・会期後に実施する「台東区産業ゼミ」にも積極的に参加することとします。なお、本ゼミへの参加費については、第3項に定める出展料に含まれています。

2. 出展対象

台東区産業フェア2024に出展できるものは、下記の条件全てを満たす者としてします。

①台東区内に事業所を有する中小企業者

②下記のいずれかの業種に携わる者

ライフスタイル	おもちゃ / ギフト / インテリア / 文具 / 健康 / 家庭用品 等
ファッション	革靴 / 帽子 / かばん・バッグ / ジュエリー / 髪飾り / ベルト 等
ビジネスサポート	広告・販促 / 印刷 / IT / ソフトウェア / ノベルティ 等

3. 出展料

- (1) 出展審査の結果、出展が決定した後、主催者より請求書を発行させていただきます。
- (2) 出展料は1小間あたり10,000円とします。
- (3) 出展者は、出展料を請求書記載の期日までに、指定の口座にお振込みください。
- (4) 振込手数料については、出展者が負担するものとします。

- (5) 支払期限までに出展料のお支払いが確認できない場合、出展のお申し込みを取り消させていただきますことがあります。

4. 出展申込後の取消及び変更

- (1) 出展申込後の出展の取り消し、変更は原則として認めないものとします。
- (2) 出展取り消しの際には、出展料全額に相当する金額をキャンセル料として、申し受けますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 小間数を変更する際には、出展申込時の小間数に相当する出展料を申し受けますので、あらかじめご了承ください。

5. 小間位置の決定

- (1) 小間位置については、申込内容等を勘案したうえで主催者にて決定し、出展者説明会で公表します。なお、出展者説明会は2024年9月を予定しており、詳細は別途ご案内します。
- (2) 小間位置の決定後、展示効果の向上等の理由により、小間位置を変更する場合があります。
- (3) (2) により小間位置を変更した場合においても、出展者は小間位置の変更に対する賠償請求は行えないものとします。

6. 小間の転貸等の禁止

出展者は、配置決定小間の全部又は一部を第三者に転貸、売買、交換、又は譲渡することはできません。

7. 共同出展の取扱い

- (1) 2社以上の企業・団体等が共同で出展する場合、1社が代表して申し込むとともに、出展申込時に共同出展者の情報等を主催者に通知するものとします。
- (2) 主催者に申請なく、又は、主催者に通知した共同出展者と異なる企業が共同出展していることが認められた場合は、出展を中止し展示物の撤去を求めることがあります。その場合においても出展料の返却や賠償請求は行えないものとします。

8. 出展物等の搬入及び撤去等

- (1) 台東区産業フェア2024は、東京都中小企業振興公社が主催する「東京くらしのフェスティバル2024」と同時開催になります。そのため、主催者より通知された搬入及び撤去の時間を厳守してください。
- (2) 出展者は、小間内の出展物の設置を、会期初日の午前9時までに完了させるものとします。

- (3) 出展者が(2)の時刻までに自社の小間を占有しなければ、主催者は契約が解除されたものとみなし、当該場所を使用できる権利は、主催者が有するものとします。
- (4) (3)により契約を解除された出展者への出展料の返金はいたしません。
- (5) 出展者は、会期中の出展物等の搬出、移動及び搬入の際は、必ず主催者の承認を得た後に作業を行うものとします。その際、来場者等の動線を確認するとともに安全対策に万全を期してください。
- (6) 出展者は、小間内の出展物、装飾品等を、主催者より通知される時間内に撤去するものとします。指定された時刻までに撤去されない物については、主催者が撤去し、当該出展物等の撤去に要した費用の全額を出展者に請求いたします。
- (7) 出展者は、搬入出の際に車両を使用する場合、主催者より後日送付する車両証に記載する時間内で搬入出を行うものとします。

9. 展示場の使用

- (1) 出展者は、自社小間内において、自社の責任により商品や販促物等の展示・販売・配布、商談・接客及び実演や簡易な体験等（以下「展示等」という。）を行うことができます。
- (2) 出展者は、近隣の小間の妨害となるような小間の設営や展示等を行う事はできません。
- (3) 出展者は、展示等のために、小間近くの通路が混雑し、他の出展者の営業活動を妨害することがないように努めるものとします。
- (4) 近隣の小間の出展者等からの苦情に対して、主催者が展示会運営上の小間の変更が必要であると判断した場合、当該小間の出展者はその変更の要求に応じるものとします。
- (5) 主催者は、出展に関わる音、臭い、操作、材料、その他の理由から問題があると思われる展示物及び行為並びに展示会の目的にそぐわない展示物の展示及び行為を制限、禁止又は撤去する権限を有するものとします。
- (6) 主催者は、展示会を運営するうえで問題があると判断した場合には、展示に係る人、物、行為、印刷物等を制限、禁止または撤去を求める権限を有するものとします。
- (7) 主催者は、企画ブース等の展示を行うため、基本の小間施工を一部変更する可能性があります。
- (8) 主催者は、(4)から(7)による制限、禁止、撤去又は変更により当該出展者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

10. 廃棄物の処理

- (1) 出展者は、展示廃棄物、使用済みの資材、段ボール、小間内・周辺のごみ等を持ち帰るものとします。
- (2) 廃棄物を放置した場合、処理費用については、会期終了後、主催者が出展者に実費を

請求します。

1 1. 契約の解除

主催者は、出展者が次のいずれかに該当する場合は、出展者に対し何ら催告なく、本件展示契約を解除することができることとします。この場合、主催者が損害を被ったときは、出展者に対してその損害を請求できるものとします。

- ① 出展料の全て又は一部を支払わない場合
- ② 出展小間を展示会出展の目的以外に使用した場合
- ③ 出展小間を使用しない場合
- ④ 解散若しくは仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社整理の各申し立てがあった場合
- ⑤ 公租公課につき滞納処分を受けた場合
- ⑥ 主催者の信用を失墜する事実があった場合
- ⑦ その他主催者の定める規定に違反した場合

1 2. 反社会的勢力の排除

出展者は反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定めによる暴力団及びその関係団体等をいう。）でないことを確約したものとし、反社会的勢力である事実が判明した場合は、その出展を取り消し、それにより生じた損失又は損害について、一切の責任を負わないものとします。また不当行為があった場合には、法的措置（民事・刑事）を講じることとします。

1 3. 主催者の管理と免責

- (1) 主催者は、会場の安全管理について事故防止に最善の注意を払うものとしませんが、出展物の管理及び保全については、各出展者の責任のもと行ってください。
- (2) 主催者は、天災その他やむを得ない事情及び主催者に起因しない事由により生じた出展者及びその関係者の損失又は損害（盗難、紛失、火災、損傷等）について、一切の責任を負わないものとします。

1 4. 損害賠償

出展者は、自己又はその代理人の故意または過失によって生じた会場設備もしくは展示会の建造物又は人身等に対する一切の損害について責任を負うものとします。

1 5. 展示会の中止

- (1) 自然災害等、主催者の責によらない事由により本展示会の開催が困難となった場合、主催者は会期を変更又は開催中止することがあります。

(2) 主催者は、(1)により生じた損失又は損害について、一切の責任を負わないものとします。

16. 規約の遵守

出展者は、出展の申し込みをもって、主催者が定める展示会の実施に係る規約を遵守することに同意したものとみなします。